

城北家保だより 令和5年2月号

家畜の衛生と防疫

(2023年2月10日発行)



〒861-0304 熊本県山鹿市鹿本町御宇田198-5

熊本県城北家畜保健衛生所

TEL 0968-46-2075 FAX 0968-46-3332

城北家保ホームページアドレス

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/jouhoku/>

城北家保メールアドレス

jouhokukaho@pref.kumamoto.lg.jp

家畜伝染病予防法に基づく定期報告書及び 熊本県畜産統計調査の提出をお願いします。

家畜の飼養者は、毎年、飼養している家畜の頭羽数や衛生管理の状況について報告することが法律で義務付けられています。(家畜伝染病予防法第12条の4)

熊本県から市町村を通じて、家畜飼育者のみなさまに毎年提出をお願いしている「家畜伝染病予防法に基づく定期報告書及び熊本県畜産統計調査」は、国から報告の義務とされている事項の調査となります。



この調査では、2月1日時点での家畜の飼養頭羽数等をご報告いただいておりますが、これらは熊本県の畜産の動向を把握し、畜産行政の基礎資料として活用することも目的としています。

また、調査票と一緒に提出していただく「飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」のチェックシートは、家畜伝染病発生予防対策として、飼養衛生管理基準の遵守を補助事業や制度資金の要件とする制度(クロスコンプライアンス)に利用される例もあり、重要なものとなっています。

よろしくお願ひします

まだ提出されていない方は、早急に市町村へ提出していただくとともに、関係者の皆様におかれましては、調査票及びアンケートの回収への御協力をお願いします。



※畜産農家以外に以下の小規模飼養者も届出が必要です。

(届出様式は市町にお問い合わせください。)

①牛、水牛、馬の場合：1頭

②鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合：5頭以下

③鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥の場合：99羽以下

④だちょうの場合：9羽以下



飼養衛生管理基準で農場の衛生環境の向上を

家畜の病原体の多くは目に見えない小さな微生物で、これらによる病気を発生させないよう、日常の衛生管理が必要です。

<病原体が病気を引き起こすための条件>

- ①病原体の量がある程度多いこと
- ②病原体の感受性動物（その病原体が病気を起こす相手の動物）への運搬役が存在すること
- ③感受性動物の体が感染を受けやすい状態になっていること

上記の条件がそろわないようにすれば、病気を防ぐことができるとされています。そのため、

✓衛生管理区域の車両消毒 ✓農場内の定期的な清掃・消毒

✓清潔な専用の作業服使用 ✓長靴の交換や消毒

✓家畜にストレスを与えないような畜舎環境の整備

（密飼いを避けること等）について飼養衛生管理基準を確認し、農場の衛生環境を向上させましょう。

有効な踏み込み消毒のポイント

汚れたままだと効果が落ちます。



①消毒前



②水洗い



③消毒



④消毒後

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	韓国	採卵鶏	令和5年1月7日
			肉用アヒル	令和5年1月11日
	H5N5	台湾	肉用鶏	令和5年1月12日
			肉用ガチョウ	令和4年12月～令和5年1月
H5N1 H5N2	台湾	家きん	令和4年12月～令和5年1月	
アフリカ豚熱		韓国	豚（3件）	令和5年1月6日～令和5年1月22日
			野生いのしし（57件）	令和4年12月～令和5年1月

令和5年(2023年)2月1日現在

折々の所感

今冬は寒いせいか、昨年より牛の下痢の病性鑑定が増加している印象です。（Y）

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」です。畜舎の一齐消毒をしましょう！！